平成２１年（フ）第１８１０号
北海道江別市大麻園町34番地　園町団地12号棟106号
債務者　山本美枝子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１２号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目４番35号フォルテアタカ84―105号
債務者　松井　真紀
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３８号
札幌市西区西野１条２丁目８番１―103号
債務者　多地　抄苗
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５９号
札幌市北区篠路８条１丁目４番６号
債務者　山名久美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７０号
札幌市白石区栄通７丁目８番15号　ケイアイビル203号
債務者　中谷　博美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８号
北海道網走市桂町４丁目３番26号
債務者　樋口　浩洋
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
岩手県奥州市水沢区字赤土田37番地　赤土田住宅３号棟４－３号
債務者　渡邉　えみ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第６８号
岩手県奥州市衣川区六道75番地５
債務者　吉野まり子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第６９号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根中村３番地35
債務者　吉田　正美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第７０号
岩手県奥州市胆沢区南都田字上戸15番地３
債務者　斎藤　誠一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第２８１号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井948番地
債務者　柴田　光子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１３号
埼玉県飯能市大字唐竹28番地３
債務者　横山るみ子（旧姓菅林）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１１２号
神奈川県平塚市中里17番４号
債務者　東　　三泰
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２４４号
神奈川県厚木市下荻野280番地２
債務者　篠原　妙子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２８１号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領821番地
債務者　最上さくら（旧姓一ノ瀬）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３４８号
神奈川県伊勢原市桜台５丁目５番24号　鳥海荘201号
債務者　米田　尚樹
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７８号
神奈川県小田原市酒匂１丁目25番40―309号ダイアパレス西湘南第２
債務者　花上　義典
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２５５号
新潟市中央区天神２丁目137番地13
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　新潟地方裁判所民事部